

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長殿
<b>【提出日】</b>	平成25年4月16日
<b>【発行者名】</b>	J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 猪股 伸晃
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
<b>【事務連絡者氏名】</b>	内藤 敏信 (連絡場所) 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
<b>【電話番号】</b>	03 - 6736 - 2000
<b>【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】</b>	J F 日本中小型株ファンド
<b>【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】</b>	200億円を上限とします。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

## ．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成24年10月16日付で提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また記載事項の一部訂正を行うため、訂正届出書を提出いたします。

## ．【訂正の内容】

### 第一部【証券情報】

#### （10）払込取扱場所

<訂正前>

投資者は、申込みの販売会社に取得申込代金を支払うものとします。

<訂正後>

投資者は、申込みの販売会社に取得申込代金を支払うものとします。

販売会社に関しては、前記「（8）申込取扱場所」をご参照ください。

### 第二部【ファンド情報】

#### 第1【ファンドの状況】

##### 1【ファンドの性格】

##### （1）ファンドの目的及び基本的性格

<訂正前>

（略）

##### （八）基本的性格

社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき、当ファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

（略）

\* 1 商品分類の定義（社団法人投資信託協会 - 商品分類に関する指針）

（略）

\* 2 属性区分の定義（社団法人投資信託協会 - 商品分類に関する指針）

（略）

（注）前記の属性区分の定義については、社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」を参考に委託会社が作成したものが含まれます。

（参考）社団法人投資信託協会が規定する商品分類および属性区分の一覧

（略）

当ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。

HPアドレス：<http://www.toushin.or.jp/>

##### （二）ファンドの特色

マザーファンドを通じて、以下の日本の株式の中から、成長性があり、かつ株価が割安と判断される銘柄を中心に投資します。

- ・大阪証券取引所 J A S D A Q（ジャスダック）市場スタンダード上場株式
- ・大阪証券取引所 J A S D A Q（ジャスダック）市場グロース上場株式
- ・中小型株式
- ・その他成長株式

主要投資対象<sup>\*</sup>は、日本の取引所における全上場銘柄から時価総額上位200銘柄を除いたものとします。なお、ある銘柄をマザーファンドに組み入れた後に、当該銘柄が時価総額上位200銘柄に入った場合は、継続して保有できるものとします。

\* 投資対象には不動産投資信託等の受益証券、法令により当該受益証券とみなされる受益権、および投資証券（以下あわせて「REIT」といいます。）も含まれます。「不動産投資信託等」とは、投資信託および投資法人のうち、その投資信託約款または投資法人規約において、投資信託財産または投資法人の財産の総額についてその2分の1超の額を不動産等（土地の賃借権、地上権、不動産を主たる投資対象とする信託受益権等を含みます。）で運用することを目的とするものをいいます。

銘柄の選定は、J F ジャパン・チーム<sup>\*1</sup>が行う企業取材<sup>\*2</sup>に基づくボトムアップ・アプローチ方式<sup>\*3</sup>で

行います。

- \* 1 JF ジャパン・チームは、「J P モルガン・アセット・マネジメント」グループ（詳細は後記 2 投資方針（1）投資方針（ロ）投資態度 参照）内で、アジア・太平洋地域に所在する J F ストラテジーまたは行動ファイナンス・ストラテジーに基づく株式運用を行うポートフォリオ・マネジャーで構成されるグループ（アジア・太平洋地域グループ（以下「PRG」といいます。））に属します。  
JF ジャパン・チームでは J F ストラテジーに基づく運用を行います。  
PRG の日本を含む各地域の J F ストラテジーに基づいた運用を行うポートフォリオ・マネジャーは、互いに情報交換し、各銘柄の調査・分析を行っています。
- \* 2 企業取材とは、企業訪問、企業来訪、電話取材等を通じて、企業の情報を得ることをいいます。なお、REIT にかか  
る企業取材は、その運用会社や投資法人に対して行います。
- \* 3 ボトムアップ・アプローチとは、経済等の予測・分析により銘柄を選定するのではなく、個別企業の調査・分析から  
銘柄の選定を行う運用手法です。

#### ポイント 1 JF ジャパン・チームによる徹底した企業取材

企業取材のみを行うアナリストは設けず、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーを含めた J F ジャパン・チームのポートフォリオ・マネジャー全員が企業取材を行います。平成 23 年の企業取材件数実績は、J F ジャパン・チームで合計延べ約 2,300 件<sup>\*</sup>になります。

\* 日本を含む J F ジャパン・チームの各地域のポートフォリオ・マネジャーによる大型株式を含む企業取材件数の合計です。

#### ポイント 2 徹底した企業取材を基にした分析

J F ジャパン・チームのポートフォリオ・マネジャー全員が業種にこだわらず企業取材を行うことにより、業種間の比較が容易になります。企業取材においては、事業戦略の優位性や経営陣の質の見極めに重点を置いており、特に経営陣との対話を重視しています。これらを総合的に分析し、銘柄の選定に反映します。

#### ポイント 3 迅速かつ円滑な銘柄選定

アナリストを介さずに直接ポートフォリオ・マネジャーが企業取材を行うことで、より迅速かつ直接的に銘柄選定の意思決定を運用に反映することが可能となります。

（略）

当ファンドのベンチマーク<sup>\*1</sup>は、ラッセル野村中小型インデックス<sup>\*2</sup>（配当込み）とします。

当ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。なお、日本の株式市場の構造変化等によってベンチマークを見直す場合があります。

\* 1 ベンチマークとは、ファンドの運用成果を測る際に比較の基準とする指標のことをいいます。

\* 2 ラッセル野村中小型インデックスとは、Russell/Nomura 日本株インデックスのサイズ別指数です。

Russell/Nomura Total Market インデックス（ラッセル野村総合インデックス）は、日本株式市場全体の時価総額上位約 98% をカバーする指数で、このうち時価総額下位約 50% の銘柄により Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックス（ラッセル野村中小型インデックス）が構成されています。同指数の時価総額分類においては、市場の実勢を反映させるため安定持株控除後の時価総額を用いており、指数構成銘柄の見直しは原則年 1 回行われています。

Russell/Nomura 日本株インデックスの知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社および Russell Investments に帰属しています。また、野村証券株式会社および Russell Investments は当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

< 訂正後 >

（略）

#### （八）基本的性格

一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づく、当ファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

（略）

\* 1 商品分類の定義（一般社団法人投資信託協会 - 商品分類に関する指針）

（略）

\* 2 属性区分の定義（一般社団法人投資信託協会 - 商品分類に関する指針）

（略）

（注）前記の属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」を参考に委託会社が作成したものが含まれます。

（参考）一般社団法人投資信託協会が規定する商品分類および属性区分の一覧

（略）

当ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。

HP アドレス：<http://www.toushin.or.jp/>

## （二）ファンドの特色

本書で使用される名称等について、以下のとおり定義します。

### 「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループ

J Pモルガン・チェース・アンド・カンパニーの傘下にあり、直接または間接的に資本関係のある運用会社を総称するものです。委託会社は、「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループの一員です。

### パシフィック・リージョナル・グループ（アジア・太平洋地域グループ）略称：PRG

「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループ各社に所属するポートフォリオ・マネジャーで横断的に構成されたPRG株式運用ストラテジーまたは行動ファイナンス株式運用ストラテジーに基づく運用を行うグループです。PRG所属のポートフォリオ・マネジャーは、互いに情報交換し、各銘柄の調査・分析を行っています。

### PRG株式運用ストラテジー

企業取材に基づくボトムアップ・アプローチ方式で行う株式運用戦略です。具体的には、企業取材を基本とする徹底的なボトムアップ・アプローチによる調査・分析を行い、企業の成長力に比べて株価が割安な銘柄に投資することにより、超過収益の獲得を目指す運用を行います。当運用戦略は、PRGが運用を担当しています。

### PRG日本株式運用チーム

PRGに所属するポートフォリオ・マネジャーのうち、PRG株式運用ストラテジーにより主に日本の株式の運用を担当する者の総称です。「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループ各社で横断的に構成されているため、委託会社の所属ではない者を含みます。

### 企業取材

企業訪問、企業来訪、電話取材等を通じて、企業の情報を得ることをいいます。なお、REIT<sup>\*</sup>にかかる企業取材は、その運用会社や投資法人に対して行います。

\* 「REIT」とは、不動産投資信託等の受益証券、法令により当該受益証券とみなされる受益権および投資証券をいいます。

「不動産投資信託等」とは、投資信託および投資法人のうち、その投資信託約款または投資法人規約において、投資信託財産または投資法人の財産の総額についてその2分の1超の額を不動産等（土地の賃借権、地上権、不動産を主たる投資対象とする信託受益権等を含みます。）で運用することを目的とするものをいいます。

### ボトムアップ・アプローチ

経済等の予測・分析により銘柄を選定するのではなく、個別企業の調査・分析から銘柄の選定を行う運用手法です。

### ベンチマーク

ファンドの運用成果を測る際に比較の基準とする指標のことをいいます。

**ラッセル野村中小型インデックス**

Russell/Nomura日本株インデックスのサイズ別指数です。

Russell/Nomura Total Marketインデックス（ラッセル野村総合インデックス）は、日本株式市場全体の時価総額上位約98%をカバーする指数で、このうち時価総額下位約50%の銘柄によりRussell/Nomura Mid-Small Capインデックス（ラッセル野村中小型インデックス）が構成されています。同指数の時価総額分類においては、市場の実勢を反映させるため安定持株控除後の時価総額を用いており、指数構成銘柄の見直しは原則年1回行われています。

Russell/Nomura日本株インデックスの知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社およびRussell Investmentsに帰属しています。また、野村証券株式会社およびRussell Investmentsは当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

マザーファンドを通じて、以下の日本の株式の中から、成長性があり、かつ株価が割安と判断される銘柄を中心に投資します。

- ・大阪証券取引所 J A S D A Q（ジャスダック）市場スタンダード上場株式
- ・大阪証券取引所 J A S D A Q（ジャスダック）市場グロース上場株式
- ・中小型株式
- ・その他成長株式

主要投資対象<sup>\*</sup>は、日本の取引所における全上場銘柄から時価総額上位200銘柄を除いたものとし、なお、ある銘柄をマザーファンドに組み入れた後に、当該銘柄が時価総額上位200銘柄に入った場合は、継続して保有できるものとし、

<sup>\*</sup> 投資対象にはREITも含まれます。

銘柄の選定は、P R G日本株式運用チームが行う企業取材に基づくボトムアップ・アプローチ方式で行います。

ポイント1 P R G日本株式運用チームによる徹底した企業取材

企業取材のみを行うアナリストは設けず、マザーファンドの運用を担当するポートフォリオ・マネジャーを含めた、P R G日本株式運用チームのポートフォリオ・マネジャー全員が企業取材を行います。

ポイント2 徹底した企業取材を基にした分析

P R G日本株式運用チームのポートフォリオ・マネジャー全員が業種にこだわらず企業取材を行うことにより、業種間の比較が容易になります。企業取材においては、事業戦略の優位性や経営陣の質の見極めに重点を置いており、特に経営陣との対話を重視しています。これらを総合的に分析し、銘柄の選定に反映します。

ポイント3 迅速かつ円滑な銘柄選定

アナリストを介さずに直接ポートフォリオ・マネジャーが企業取材を行うことで、より迅速かつ直接的に銘柄選定の意思決定を運用に反映することが可能となります。

（略）

当ファンドのベンチマークは、ラッセル野村中小型インデックス（配当込み）とします。

当ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。なお、日本の株式市場の構造変化等によってベンチマークを見直す場合があります。

（3）ファンドの仕組み

（ハ）委託会社の概況

<訂正前>

資本金 2,218 百万円（平成24年8月末現在）

～（略）

大株主の状況（平成24年8月末現在）

（以下略）

<訂正後>

資本金 2,218 百万円（平成25年2月末現在）

～（略）

大株主の状況（平成25年2月末現在）

（以下略）

## 2【投資方針】

### （1）投資方針

<訂正前>

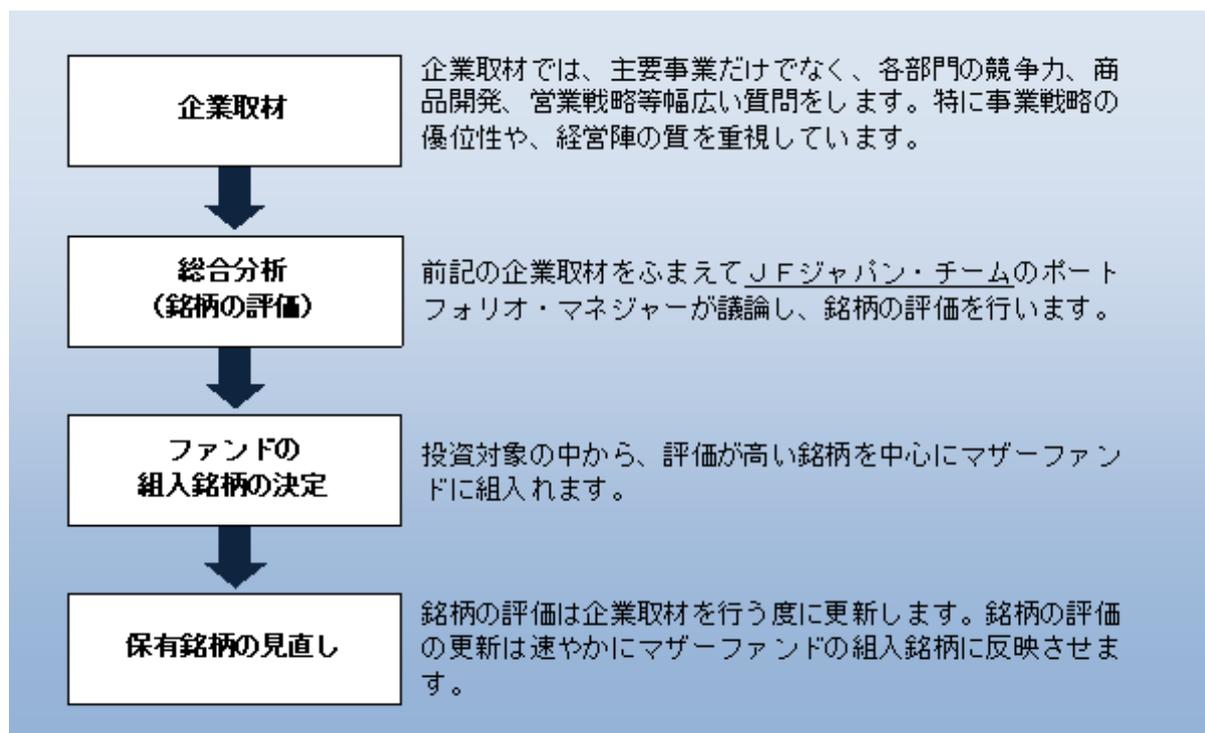
（略）

### （ロ）投資態度

マザーファンドの運用は、JF運用本部のJFジャパン・チームに所属するマザーファンドのポートフォリオ・マネジャー（以下「マザーファンドのポートフォリオ・マネジャー」といいます。）が行います。JFジャパン・チームは「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループ\*各社で横断的に、JF日本株式ストラテジーによる運用を行うポートフォリオ・マネジャーにより構成されます。

\*「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループとは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーの傘下にある、直接または間接的に資本関係のある運用会社を総称するものです。委託会社は、「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループの一員です。

マザーファンドの運用プロセスは次の図のとおりです。



マザーファンドにおける投資対象の銘柄選定にあたっては、JFジャパン・チームのポートフォリオ・マネジャーが議論し、企業取材に基づき銘柄の評価を行います。各銘柄は1から5まで評価\*されます。評価1は“買い”を意味し、以降数字が大きくなるに連れ評価は下がります。

マザーファンドの運用方針に基づき評価の高いものを中心に組入れます。

\* 銘柄の評価はJFジャパン・チーム独自のものであり外部に公表することを目的とするものではありません。

#### (八) 企業取材体制

##### 企業取材

JFジャパン・チームのポートフォリオ・マネジャーは、年間延べ約2,300件\*（平成23年実績）の企業取材を行い、その結果を総合的に分析して、マザーファンドの運用に反映させています。

\* 日本を含むJFジャパン・チームの各地域のポートフォリオ・マネジャーによる大型株式を含む企業取材件数の合計です。

##### コア・カバレッジ100

企業取材において、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーを含むJFジャパン・チームのポートフォリオ・マネジャーは、中小型株式市場の動向を的確に把握するため、重点取材銘柄としてコア・カバレッジ100を活用します。コア・カバレッジ100は中小型株式市場で投資対象となり得る銘柄のうち原則として全ての業種から選ばれた約100銘柄で構成され、四半期毎に企業取材を行い、銘柄の評価を見直します。また、この中には、JFジャパン・チームのポートフォリオ・マネジャーが注視している代表的な銘柄も含まれます。

（注）コア・カバレッジ100にはマザーファンドの投資対象以外の銘柄も含まれることがあります。また、コア・カバレッジ100の銘柄は、マザーファンドにおいて必ず投資するものではありません。

##### ニューアイデア銘柄

新しく魅力的な銘柄（ニューアイデア銘柄）を発掘するための企業取材活動を積極的に行っています。JFジャパン・チームのポートフォリオ・マネジャーが行う企業取材において最も創造性が発揮されるのは、コア・カバレッジ100以外の銘柄についてのものであり、特にこれを重視しています。

##### アジア・太平洋地域内での情報交換

JFジャパン・チームは、同チームが所属するPRG内の日本以外のアジア各国で企業取材を行うポートフォリオ・マネジャー\*と積極的に情報交換を行い、日本の周辺諸国における経済・企業動向が日本企業に与える影響を勘案し、マザーファンドの投資判断に活用します。

\* JFストラテジーに基づく運用を行う者に限ります。

なお、資金動向や市況動向により、前記のような運用ができない場合があります。

<訂正後>

（略）

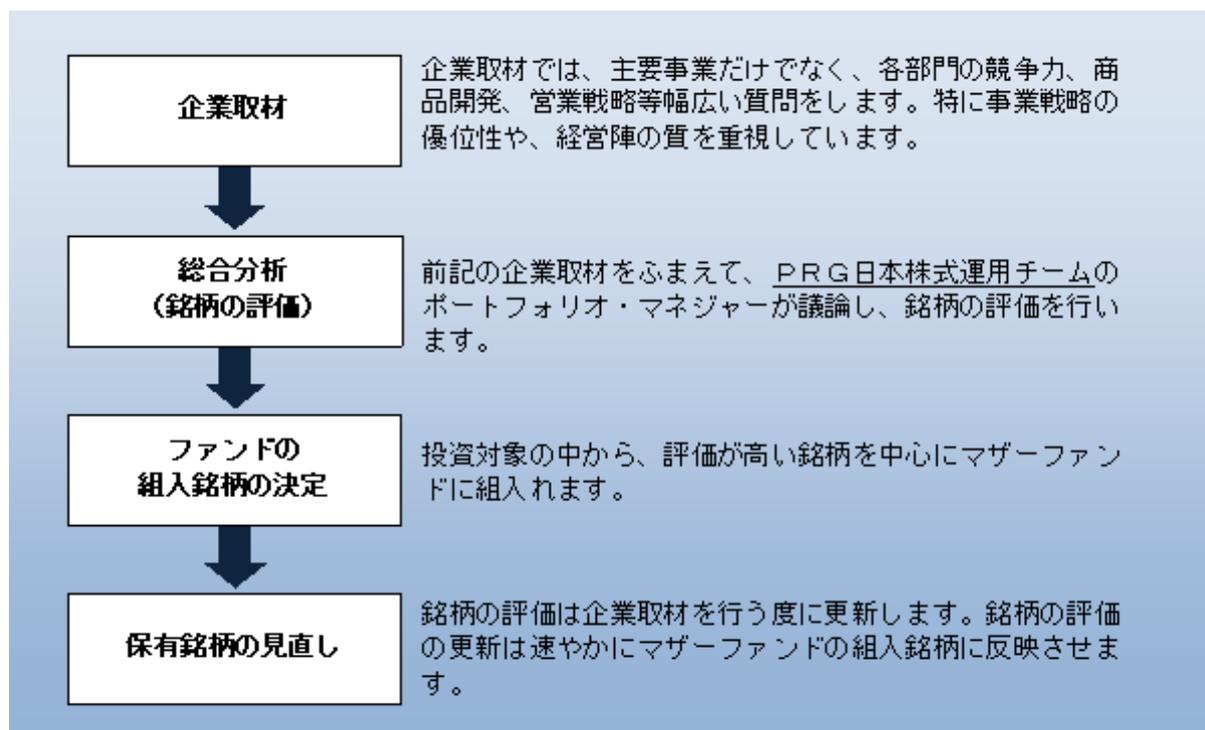
（ロ）投資態度

マザーファンドにおける投資プロセスは次のとおりです。

なお、資金動向や市況動向により、次のような運用ができない場合があります。

マザーファンドの運用は、委託会社において、P R G日本株式運用チームに所属するポートフォリオ・マネジャー（以下「マザーファンドのポートフォリオ・マネジャー」といいます。）が行います。

マザーファンドにおける運用プロセスは次のとおりです。



マザーファンドにおける投資対象の銘柄選定にあたっては、P R G日本株式運用チームのポートフォリオ・マネジャーが議論し、企業取材に基づき銘柄の評価を行います。各銘柄は1から5まで評価\*されます。評価1は“買い”を意味し、以降数字が大きくなるに連れ評価は下がります。

マザーファンドの運用方針に基づき評価の高いものを中心に組入れます。

\* 銘柄の評価はP R G日本株式運用チーム独自のものであり外部に公表することを目的とするものではありません。

（ハ）企業取材体制

企業取材

P R G日本株式運用チームのポートフォリオ・マネジャーは、年間延べ約2,400件（平成24年実績）の企業取材を行い、その結果を総合的に分析して、マザーファンドの運用に反映させています。

\* P R G日本株式運用チームの各地域のポートフォリオ・マネジャーによる日本の株式についての大型株式を含む企業取材件数の合計です。

コア・カバレッジ100

企業取材において、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーを含むP R G日本株式運用チームのポートフォリオ・マネジャーは、中小型株式市場の動向を的確に把握するため、重点取材銘柄としてコア・カバレッジ100を活用します。コア・カバレッジ100は中小型株式市場で投資対象となり得る銘柄のうち原則として全ての業種から選ばれた約100銘柄で構成され、四半期毎に企業取材を行い、銘柄の評価を見直します。また、この中には、P R G日本株式運用チームのポートフォリオ・マネジャーが注視している代表的な銘柄も含まれます。

（注）コア・カバレッジ100にはマザーファンドの投資対象以外の銘柄も含まれることがあります。また、コア・カバレッジ100の銘柄は、マザーファンドにおいて必ず投資するものでもありません。

## ニューアイデア銘柄

新しく魅力的な銘柄（ニューアイデア銘柄）を発掘するための企業取材活動を積極的に行っています。P R G日本株式運用チームのポートフォリオ・マネジャーが行う企業取材において最も創造性が発揮されるのは、コア・カバレッジ100以外の銘柄についてのものであり、特にこれを重視しています。

### アジア・太平洋地域内での情報交換

P R G日本株式運用チームは、日本以外のアジア各国で企業取材を行うP R G所属のP R G株式運用ストラテジーに基づく運用を行うポートフォリオ・マネジャーと積極的に情報交換を行い、日本の周辺諸国における経済・企業動向が日本企業に与える影響を勘案し、マザーファンドの投資判断に活用します。

## （3）運用体制

原届出書の第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 2投資方針 （3）運用体制について、以下の内容に更新・訂正されます。

### <更新・訂正後>

当ファンドの主要投資先であるマザーファンドにかかる、委託会社における運用体制は以下のとおりです。

P R G日本株式運用チームは、委託会社内の組織上、「P R G運用本部パシフィック・リージョナル・グループ」に所属しています。

委託会社内の組織である「P R G運用本部」は9名で構成されており、同本部内の「P R G運用本部パシフィック・リージョナル・グループ」には8名のポートフォリオ・マネジャーが所属しています。同本部内で開催される運用に関わる諸会議にて、銘柄評価、資産配分、投資政策等、運用の基本方針を策定します。

マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、前記における運用に関わる諸会議で策定された基本方針を踏まえ、運用計画を策定しそれに基づき投資判断を行います。その際、P R G日本株式運用チームまたは委託会社の「P R G運用本部」に所属する他のポートフォリオ・マネジャーと意見交換した結果も参考にします。

トレーディング部門は、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーによる投資判断を受け、有価証券等の売買を執行します。

運用分析部門において、ポートフォリオの分析および評価が行われ、運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターやマザーファンドのポートフォリオ・マネジャーにその情報を提供します。また、ポートフォリオ分析部門は、運用分析部門からの情報を基に、必要に応じて更なる分析を行い、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーにその情報を提供します。

運用部門から独立したミドルオフィス部門は、投資制限の遵守状況をチェックする等運用状況の管理・監督を行い、有価証券の取引の相手先である証券会社等のブローカーのうち特定の者との取引を何らかの理由で制限する必要がある場合は、その旨をトレーディング部門に指示します。また、インベストメント・ダイレクターは、運用に関するリスクのチェックおよび投資制限の管理を行います。

運用部門から独立したコンプライアンス部門は、有価証券の取引にかかる適正性のチェックを行います。

（注）前記の運用体制、組織名称等は、平成25年1月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

委託会社では社内規程を定め、運用等にかかわる組織およびその組織の権限と責任を明らかにするとともに、当ファンドおよびマザーファンド固有の運用に関する社内ルールを定めています。

### ・委託会社による、受託会社に対する管理体制

委託会社の事務管理部門において、日々の業務を通じ、受託会社の管理体制および知識・経験等を評価しています。また、必要に応じミーティングを行い、受託会社の業務の状況を確認しています。

## 3【投資リスク】

### <訂正前>

#### （1）リスク要因

（略）

#### 為替変動リスク

為替相場の変動の影響による価格変動リスクです。マザーファンドは、信託財産の純資産総額の30%以下の範囲内で外貨建資産に投資することができますので、外貨建資産に投資した場合には、為替相場の変動

によりマザーファンドの信託財産の価値が影響を受けることがあります。

投資銘柄集中リスク

マザーファンドは少数の銘柄に集中して投資する場合があります。このため、中小型株式市場全体の動きやベンチマークの動きとは異なるものとなり、マザーファンドの信託財産の価値が大きく上下することがあります。それにより、投資元本を割り込むこともあります。

（略）

(2) 投資リスクに関する管理体制

委託会社では、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

（略）

（平成24年6月末現在）

（以下略）

<訂正後>

(1) リスク要因

（略）

為替変動リスク

為替相場の変動の影響による価格変動リスクです。マザーファンドは、信託財産の純資産総額の30%以下の範囲内で外貨建資産に投資することができますので、外貨建資産に投資した場合には、為替相場の変動によりマザーファンドの信託財産の価値および当ファンドの基準価額が変動します。

投資銘柄集中リスク

マザーファンドは少数の銘柄に集中して投資する場合があります。このため、中小型株式市場全体の動きやベンチマークの動きとは異なり、マザーファンドの信託財産の価値が大きく上下することがあります。それにより、投資元本を割り込むこともあります。

（略）

(2) 投資リスクに関する管理体制

委託会社では、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

（略）

（平成24年12月末現在）

（以下略）

#### 4【手数料等及び税金】

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成24年8月末現在成立しているものです。

（略）

法人、個人別の課税の取扱いについて

(a) 個人の受益者に対する課税

(イ) 収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は10%（所得税7%および地方税3%）\* となります。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、源泉徴収による申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除の適用あり）のいずれかを選択することもできます。

\* 平成24年12月31日までの税率です。平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7.147%および地方税3%）、平成26年1月1日からは20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となる予定です。

(ロ) 一部解約時・償還時

解約価額および償還価額から取得費\*1を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は10%（所得税7%および地方税3%）\*2 となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。（損益通算については後記（八）

損益通算について をご参照ください。)

前記にかかわらず、販売会社において源泉徴収ありの特定口座をご利用の場合確定申告は不要となり、  
10%（所得税7%および地方税3%）<sup>\*2</sup>の税率で源泉徴収されます。

\* 1 個別元本に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を加算した額です。ただし、当ファンドにおいて、定時定額購入サービス契約を結ばれた場合および確定拠出年金制度に基づく申込みの場合は申込手数料はかかりません。

\* 2 平成24年12月31日までの税率です。平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7.147%および地方税3%）、平成26年1月1日からは20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となる予定です。

#### (ハ) 損益通算について

公募株式投資信託<sup>\*1</sup>（当ファンドを含みます。以下同じ。）の一部解約時、償還時および買取請求時の差損、ならびにその他の上場株式等<sup>\*2</sup>の譲渡損は、一定の条件の下で公募株式投資信託の一部解約時、償還時および買取請求時の差益ならびに収益分配金、ならびにその他の上場株式等の譲渡益および配当金と損益通算が可能です。また、ある年における損益通算の結果、譲渡益等から控除しきれない損失がある場合は、その翌年以降3年間当該損失を繰越して、同様の損益通算において控除の対象とすることができます。損益通算の条件等については、税務専門家（税務署等）または販売会社にご確認ください。

\* 1 不特定多数の投資者を対象に販売することを目的として設定され、信託約款上において株式の組入れが可能である投資信託をいいます。

\* 2 上場株式、上場特定株式投資信託（ETF）、上場特定不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託等をいいます。詳しくは、税務専門家（税務署等）にお問い合わせください。

#### (b) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）<sup>\*</sup>の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

また、収益分配金のうち課税対象となる普通分配金には益金不算入制度が適用されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

\* 平成24年12月31日までの税率です。平成25年1月1日から平成25年12月31日までは7.147%（所得税7.147%）、平成26年1月1日からは15.315%（所得税15.315%）となる予定です。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家（税務署等）に確認することをお勧めします。

#### < 訂正後 >

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成25年2月末現在成立しているものです。

#### (略)

法人、個人別の課税の取扱いについて

#### (a) 個人の受益者に対する課税

##### (イ) 収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）<sup>\*</sup>となります。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、源泉徴収による申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除の適用あり）のいずれかを選択することもできます。

\* 平成25年12月31日までの税率です。平成26年1月1日からは20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となる予定です。

##### (ロ) 一部解約時・償還時

解約価額および償還価額から取得費<sup>\*1</sup>を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）<sup>\*2</sup>となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。（損益通算については後記（ハ）損益通算について をご参照ください。）

前記にかかわらず、販売会社において源泉徴収ありの特定口座をご利用の場合確定申告は不要となり、  
10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）<sup>\*2</sup>の税率で源泉徴収されます。

\* 1 「取得費」とは、個別元本に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を加算した額をいいます。ただし、当ファンドにおいて、定時定額購入サービス契約を結ばれた場合および確定拠出年金制度に基づく申込みの場合は申込手数料はかかりません。

\* 2 平成25年12月31日までの税率です。平成26年1月1日からは20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および

地方税 5%)となる予定です。

#### (八) 損益通算について

公募株式投資信託<sup>\*1</sup>（当ファンドを含みます。以下同じ。）の一部解約時、償還時および買取請求時の差損、ならびにその他の上場株式等<sup>\*2</sup>の譲渡損は、一定の条件の下で公募株式投資信託の一部解約時、償還時および買取請求時の差益ならびに収益分配金、ならびにその他の上場株式等の譲渡益および配当金と損益通算が可能です。また、ある年における損益通算の結果、譲渡益等から控除しきれない損失がある場合は、その翌年以降3年間当該損失を繰越して、同様の損益通算において控除の対象とすることができまます。損益通算の条件等については、税務専門家（税務署等）または販売会社にご確認ください。

\*1 「公募株式投資信託」とは、不特定多数の投資者を対象に販売することを目的として設定され、信託約款上において、債券以外の組入れが可能である投資信託をいいます。

\*2 「上場株式等」とは、上場株式、上場特定株式投資信託（ETF）、上場特定不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託等をいいます。詳しくは、税務専門家（税務署等）にお問い合わせください。

#### (b) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%）<sup>\*</sup>の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

また、収益分配金のうち課税対象となる普通分配金には益金不算入制度が適用されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

\* 平成25年12月31日までの税率です。平成26年1月1日からは15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となる予定です。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家（税務署等）に確認することをお勧めします。

## 5【運用状況】

原届出書の第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況について、以下の内容に更新・訂正されます。

### <更新・訂正後>

#### (1) 投資状況

（平成25年2月20日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	594,107,438	100.15
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	863,364	0.15
合計(純資産総額)		593,244,074	100.00

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

親投資信託は、全て「JF中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド」です（以下同じ）。

#### (参考) JF中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド

（平成25年2月20日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	2,692,882,500	98.79
投資証券	日本	19,104,000	0.70
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	13,797,746	0.51
合計(純資産総額)		2,725,784,246	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### (2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

（平成25年2月20日現在）

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託受益証券	J F 中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド	833,717,989	0.5534	461,404,086	0.7126	594,107,438	100.15

## (参考) J F 中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド

(平成25年2月20日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	住友不動産	不動産業	25,000	2,015.00	50,375,000	2,754.00	68,850,000	2.53
2	日本	株式	東洋水産	食料品	23,000	2,097.96	48,253,278	2,795.00	64,285,000	2.36
3	日本	株式	マキタ	機械	14,900	3,118.86	46,471,110	4,130.00	61,537,000	2.26
4	日本	株式	スルガ銀行	銀行業	43,000	891.00	38,313,000	1,359.00	58,437,000	2.14
5	日本	株式	新生銀行	銀行業	283,000	156.54	44,301,527	205.00	58,015,000	2.13
6	日本	株式	三菱UFJリース	その他金融業	13,740	3,410.00	46,853,400	4,090.00	56,196,600	2.06
7	日本	株式	ヒューリック	不動産業	77,600	490.69	38,078,301	640.00	49,664,000	1.82
8	日本	株式	共英製鋼	鉄鋼	28,900	1,338.98	38,696,531	1,663.00	48,060,700	1.76
9	日本	株式	東急リバブル	不動産業	34,900	985.16	34,382,084	1,368.00	47,743,200	1.75
10	日本	株式	ディスコ	機械	8,900	3,833.35	34,116,815	5,350.00	47,615,000	1.75
11	日本	株式	メドレックス	医薬品	18,800	2,681.48	50,412,001	2,500.00	47,000,000	1.72
12	日本	株式	シスメックス	電気機器	9,700	3,545.00	34,386,500	4,760.00	46,172,000	1.69
13	日本	株式	ダイハツ工業	輸送用機器	24,000	1,240.00	29,760,000	1,868.00	44,832,000	1.64
14	日本	株式	ガンホー・オンライン・エンター テイメント	情報・通信業	15	1,449,573.84	21,743,607	2,949,000.00	44,235,000	1.62
15	日本	株式	シマノ	輸送用機器	6,700	5,534.82	37,083,294	6,540.00	43,818,000	1.61
16	日本	株式	極東証券	証券・商品先物 取引業	35,900	1,110.83	39,878,891	1,202.00	43,151,800	1.58
17	日本	株式	日機装	精密機器	41,000	888.98	36,448,327	1,038.00	42,558,000	1.56
18	日本	株式	ショーボンドホールディングス	建設業	13,000	2,437.04	31,681,520	3,270.00	42,510,000	1.56
19	日本	株式	いすゞ自動車	輸送用機器	72,000	431.00	31,032,241	581.00	41,832,000	1.53
20	日本	株式	ポケットカード	その他金融業	87,300	483.01	42,167,417	474.00	41,380,200	1.52
21	日本	株式	新明和工業	輸送用機器	66,000	383.00	25,278,000	622.00	41,052,000	1.51
22	日本	株式	飯野海運	海運業	91,600	404.27	37,031,343	436.00	39,937,600	1.47
23	日本	株式	日本M&Aセンター	サービス業	12,000	2,202.21	26,426,602	3,210.00	38,520,000	1.41
24	日本	株式	極東開発工業	輸送用機器	39,500	854.07	33,735,889	970.00	38,315,000	1.41

25	日本	株式	NIPPPO	建設業	31,000	1,256.70	38,957,857	1,224.00	37,944,000	1.39
26	日本	株式	丸三証券	証券、商品先物取引業	53,000	422.81	22,409,335	702.00	37,206,000	1.36
27	日本	株式	スリー・ディー・マトリックス	精密機器	7,500	4,684.51	35,133,829	4,950.00	37,125,000	1.36
28	日本	株式	マツダ	輸送用機器	134,000	275.82	36,960,150	276.00	36,984,000	1.36
29	日本	株式	日立キャピタル	その他金融業	21,400	1,649.42	35,297,588	1,728.00	36,979,200	1.36
30	日本	株式	東京建物	不動産業	79,000	427.27	33,755,072	442.00	34,918,000	1.28

## 種類別および業種別投資比率

(平成25年2月20日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.15

(参考) J F 中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド

(平成25年2月20日現在)

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	3.91
		食料品	2.36
		化学	4.10
		医薬品	3.69
		ガラス・土石製品	0.90
		鉄鋼	4.47
		非鉄金属	0.40
		金属製品	2.69
		機械	6.98
		電気機器	4.86
		輸送用機器	10.88
		精密機器	2.92
		その他製品	1.06
		海運業	2.57
		情報・通信業	5.59
		卸売業	3.15
		小売業	4.65
		銀行業	5.25
		証券、商品先物取引業	2.95
		保険業	1.00
		その他金融業	5.97
不動産業	11.37		
サービス業	7.07		
小計	98.79		
投資証券	-	0.70	

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## (3) 運用実績

## 純資産の推移

平成25年2月20日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
3期	(平成15年7月15日)	37	37	0.6265	0.6265
4期	(平成16年7月15日)	75	75	1.1473	1.1473
5期	(平成17年7月15日)	134	134	1.1759	1.1759
6期	(平成18年7月18日)	269	269	1.2399	1.2399
7期	(平成19年7月17日)	533	533	1.3414	1.3414
8期	(平成20年7月15日)	390	390	0.7730	0.7730
9期	(平成21年7月15日)	356	356	0.5306	0.5306
10期	(平成22年7月15日)	390	390	0.5193	0.5193
11期	(平成23年7月15日)	474	474	0.5641	0.5641
12期	(平成24年7月17日)	452	452	0.4879	0.4879
	平成24年2月末日	456	-	0.5135	-
	平成24年3月末日	476	-	0.5351	-
	平成24年4月末日	478	-	0.5269	-
	平成24年5月末日	427	-	0.4633	-
	平成24年6月末日	458	-	0.4945	-
	平成24年7月末日	451	-	0.4825	-
	平成24年8月末日	461	-	0.4903	-
	平成24年9月末日	475	-	0.5087	-
	平成24年10月末日	482	-	0.5110	-
	平成24年11月末日	494	-	0.5280	-
	平成24年12月末日	532	-	0.5672	-
	平成25年1月末日	579	-	0.6156	-
	平成25年2月20日	593	-	0.6291	-

## 分配の推移

期	1口当たり分配金(円)
3期	0.0000
4期	0.0000
5期	0.0000
6期	0.0000
7期	0.0000
8期	0.0000
9期	0.0000
10期	0.0000
11期	0.0000
12期	0.0000
13期(中間期)	0.0000

## 収益率の推移

期	収益率（％）
3期	12.0
4期	83.1
5期	2.5
6期	5.4
7期	8.2
8期	42.4
9期	31.4
10期	2.1
11期	8.6
12期	13.5
13期(中間期)	19.6

(注) 収益率とは計算期間末の基準価額（分配付）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落）（以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除したものです。

#### （４）設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
3期	32,732,462	11,481,365	59,807,519
4期	38,744,870	33,142,253	65,410,136
5期	74,522,848	25,304,411	114,628,573
6期	148,514,015	45,898,709	217,243,879
7期	301,124,764	120,344,074	398,024,569
8期	186,992,540	80,415,828	504,601,281
9期	271,278,038	103,981,272	671,898,047
10期	216,477,944	136,981,390	751,394,601
11期	226,043,666	136,883,932	840,554,335
12期	214,611,141	128,631,674	926,533,802
13期(中間期)	95,715,163	88,997,065	933,251,900

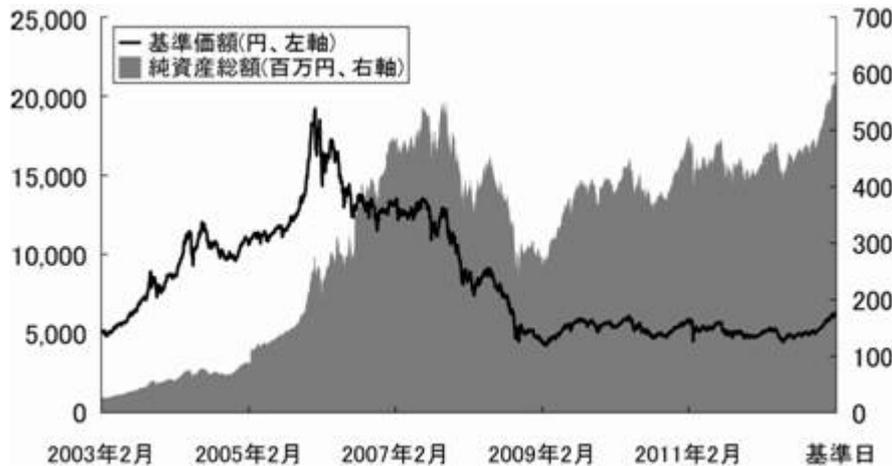
(注) 設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

## &lt;参考情報&gt;

最新の運用実績は、委託会社ホームページ(<http://www.jpmorganasset.co.jp>)、または販売会社でご確認いただけます。過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2013年2月20日	設定日	2000年7月31日
純資産総額	593百万円	決算回数	年1回

## 基準価額・純資産の推移



\*基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

## 分配の推移

期	年月	円
8期	2008年7月	0
9期	2009年7月	0
10期	2010年7月	0
11期	2011年7月	0
12期	2012年7月	0
	設定来累計	0

\*分配金は税引前1万口当たりの金額です。

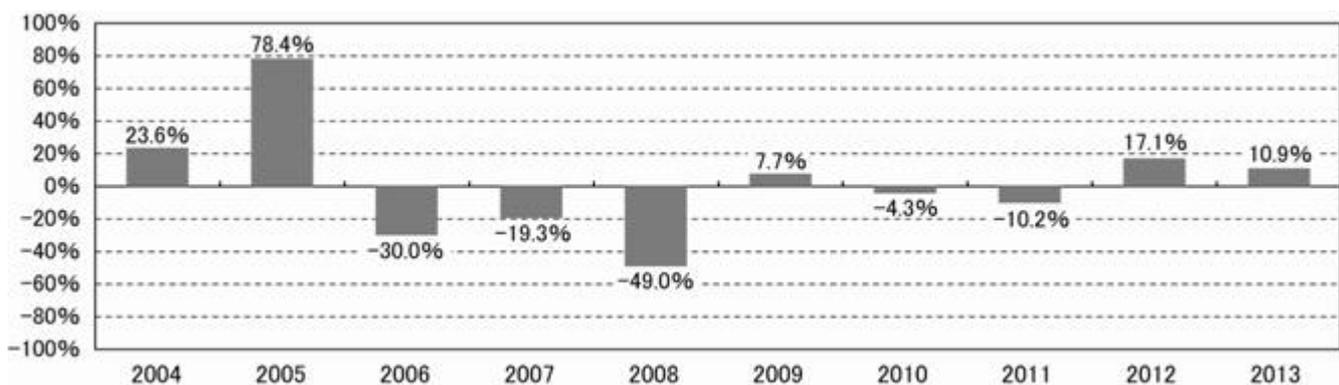
## 組入上位10銘柄

順位	銘柄名	業種	投資比率
1	住友不動産	不動産業	2.5%
2	東洋水産	食料品	2.4%
3	マキタ	機械	2.3%
4	スルガ銀行	銀行業	2.1%
5	新生銀行	銀行業	2.1%
6	三菱UFJリース	その他金融業	2.1%
7	ヒューリック	不動産業	1.8%
8	共英製鋼	鉄鋼	1.8%
9	東急リパブル	不動産業	1.8%
10	ディスコ	機械	1.7%

## 業種別構成状況

業種	投資比率
不動産業	11.3%
輸送用機器	10.9%
サービス業	7.1%
機械	7.0%
その他金融業	6.0%
その他	56.6%

## 年間収益率の推移



\*年間収益率(%) = (年末営業日の基準価額 ÷ 前年末営業日の基準価額 - 1) × 100

\*2013年の年間収益率は前年末営業日から2013年2月20日までのものです。

\*当ページにおける「ファンド」は、JF日本中小型株ファンドです。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

ファンドはマザーファンドを通じて投資を行うため、マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。

## 第2【管理及び運営】

### 3【資産管理等の概要】

#### (1) 資産の評価

##### <訂正前>

受益権1口当たりの純資産価額（基準価額）は、原則として各営業日に委託会社が計算します。受益権1口当たりの純資産価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

（以下略）

##### <訂正後>

受益権1口当たりの純資産価額（基準価額）は、原則として各営業日に委託会社が計算します。受益権1口当たりの純資産価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

（以下略）

### 第3【ファンドの経理状況】

#### < 訂正前 >

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期計算期間（平成23年7月16日から平成24年7月17日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

#### < 訂正後 >

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。  
また、当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。  
なお、財務諸表および中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期計算期間（平成23年7月16日から平成24年7月17日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。  
また、当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成24年7月18日から平成25年1月17日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

原届出書の第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況 1 財務諸表について、以下の中間財務諸表に関する事項が追加されます。

#### < 追加 >

中間財務諸表  
 【J F 日本中小型株ファンド】  
 ( 1 ) 【中間貸借対照表】

( 単位 : 円 )

		当中間計算期間末 (平成25年 1 月17日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券		548,638,138
未収入金		581,086
流動資産合計		549,219,224
資産合計		549,219,224
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金		581,086
未払受託者報酬		254,459
未払委託者報酬		3,638,630
その他未払費用		50,827
流動負債合計		4,525,002
負債合計		4,525,002
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1	933,251,900
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ( )	2	388,557,678
( 分配準備積立金 )		12,687,826
元本等合計		544,694,222
純資産合計		544,694,222
負債純資産合計		549,219,224

## （ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	当中間計算期間 (自 平成24年 7月18日 至 平成25年 1月17日)
営業収益	
有価証券売買等損益	93,219,110
営業収益合計	93,219,110
営業費用	
受託者報酬	254,459
委託者報酬	3,638,630
その他費用	50,827
営業費用合計	3,943,916
営業利益	89,275,194
経常利益	89,275,194
中間純利益	89,275,194
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	2,598,138
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	474,433,148
剰余金増加額又は欠損金減少額	45,502,561
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	45,502,561
剰余金減少額又は欠損金増加額	46,304,147
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	46,304,147
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	388,557,678

[次へ](#)

## (3) 中間注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当中間財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	中間計算期間末日の取扱い 平成24年7月15日および平成24年7月16日が休日のため、信託約款第42条により、第12期計算期間末日を平成24年7月17日としており、当中間計算期間末日を平成25年1月17日としております。

## (中間貸借対照表に関する注記)

区分	当中間計算期間末 (平成25年1月17日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中解約元本額	
期首元本額	926,533,802円
期中追加設定元本額	95,715,163円
期中一部解約元本額	88,997,065円
2 元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は388,557,678円であります。
3 受益権の総数	933,251,900口
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	0.5837円 (5,837円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

	当中間計算期間末
1. 中間貸借対照表計上額、時価およびその差額	中間貸借対照表計上額は当中間計算期間末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

## (参考)

当ファンドは「JF 中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「J F中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド」の状況  
尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

( 1 ) 貸借対照表

( 単位：円 )

区分	注記 番号	(平成24年 7月17日現在)	(平成25年 1月17日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		34,502,360	19,677,743
株式		2,218,954,750	2,498,729,650
投資証券		18,648,000	24,228,000
未収入金		9,221,685	61,393,290
未収配当金		2,416,544	1,693,718
未収利息		47	26
流動資産合計		2,283,743,386	2,605,722,427
資産合計		2,283,743,386	2,605,722,427
負債の部			
流動負債			
未払金		3,019,088	53,172,617
未払解約金		12,610,694	14,437,234
流動負債合計		15,629,782	67,609,851
負債合計		15,629,782	67,609,851
純資産の部			
元本等			
元本	1	4,139,357,069	3,844,777,694
剰余金			
剰余金又は欠損金 ( )	2	1,871,243,465	1,306,665,118
元本等合計		2,268,113,604	2,538,112,576
純資産合計		2,268,113,604	2,538,112,576
負債純資産合計		2,283,743,386	2,605,722,427

(注) 「J F中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド」の計算期間は、毎年9月11日から翌年9月10日までであり、当ファンドの計算期間と異なります。上記の貸借対照表は、平成24年7月17日および平成25年1月17日における同親投資信託の状況であります。

( 2 ) 注記表

( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

	当財務諸表対象期間
有価証券の評価基準および評価方法	株式および投資証券 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。

(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。

計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。

(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3)時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（追加情報）

前期間の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## （貸借対照表に関する注記）

区分	(平成24年7月17日現在)	(平成25年1月17日現在)
1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額および期中解約元本額		
期首元本額	4,874,630,051円	4,139,357,069円
期中追加設定元本額	300,341,954円	130,956,064円
期中解約元本額	1,035,614,936円	425,535,439円
元本の内訳（注）		
J F 中小型株・アクティブ・オープン	3,015,077,738円	2,755,110,764円
J F 日本中小型株ファンド	831,836,394円	831,143,976円
J F 中小型株・アクティブ・ポートフォリオ	95,612,664円	87,014,131円
J F F o F s 用中小型株・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）	196,830,273円	171,508,823円
合計	4,139,357,069円	3,844,777,694円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,871,243,465円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,306,665,118円であります。
3 受益権の総数	4,139,357,069口	3,844,777,694口
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	0.5479円 (5,479円)	0.6601円 (6,601円)

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

	各期間末
1．貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2．時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

## （デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 純資産額計算書

&lt; 訂正前 &gt;

（平成24年8月20日現在）

種類	金額	単位
資産総額	<u>465,619,234</u>	円
負債総額	<u>1,240,027</u>	円
純資産総額( - )	<u>464,379,207</u>	円
発行済口数	<u>932,340,402</u>	口
1口当たり純資産額( / )	<u>0.4981</u>	円

（参考）J F 中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド

（平成24年8月20日現在）

種類	金額	単位
資産総額	<u>2,291,144,011</u>	円
負債総額	<u>6,277,181</u>	円
純資産総額( - )	<u>2,284,866,830</u>	円
発行済口数	<u>4,079,412,305</u>	口
1口当たり純資産額( / )	<u>0.5601</u>	円

&lt; 訂正後 &gt;

（平成25年2月20日現在）

種類	金額	単位
資産総額	<u>594,571,599</u>	円
負債総額	<u>1,327,525</u>	円
純資産総額( - )	<u>593,244,074</u>	円
発行済口数	<u>942,929,932</u>	口
1口当たり純資産額( / )	<u>0.6291</u>	円

（参考）J F 中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド

（平成25年2月20日現在）

種類	金額	単位
資産総額	<u>2,816,165,430</u>	円
負債総額	<u>90,381,184</u>	円
純資産総額( - )	<u>2,725,784,246</u>	円
発行済口数	<u>3,825,389,970</u>	口
1口当たり純資産額( / )	<u>0.7126</u>	円

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

原届出書の第三部委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 1 委託会社等の概況について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

資本金の額（平成25年2月末現在）

資本金の額	2,218百万円
会社が発行する株式の総数	70,000株
発行済株式総数	56,265株

会社の意思決定機構

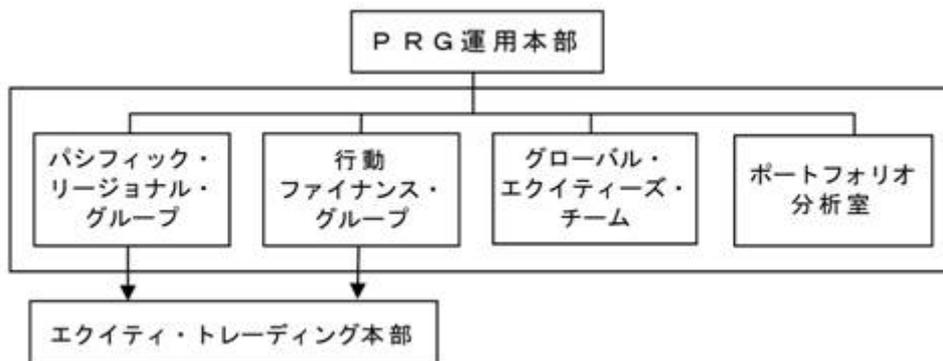
取締役会は、会社の業務執行上重要な事項を決定し、その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。

取締役は、株主総会において選任され、任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

また、リスク管理上の重要な事項（法令上取締役会の決議事項とされているものを除きます。）を決議または審議することについて、取締役会の委嘱を受けた機関として、リスク・コミッティーを設置しています。

投資運用の意思決定機構

(イ) P R G 運用本部



( a ) P R G 運用本部は、P R G 株式運用戦略<sup>\*</sup>、行動ファイナンス株式運用戦略<sup>\*</sup>またはM D P コクサイ株式運用戦略<sup>\*</sup>に基づいた運用を行います。

<sup>\*</sup> 「P R G 株式運用戦略」は、企業取材を基本とする徹底的なボトムアップ・アプローチによる調査・分析を行い、企業の成長力に比べて株価が割安な銘柄に投資することにより、超過収益の獲得を目指す運用を行います。

「行動ファイナンス株式運用戦略」は、「人間の心理」が引き起こす「株の売られ過ぎ」、「過小評価」等の非効率性を捉え、超過収益の獲得を目指す運用を行います。

「M D P コクサイ株式運用戦略」は、世界各地（現地）のベスト・アイデアを基に、アナリストによるグローバル（地域横断的）な業種分析を加え、最終的にポートフォリオ・マネジャーの判断で運用を行います。

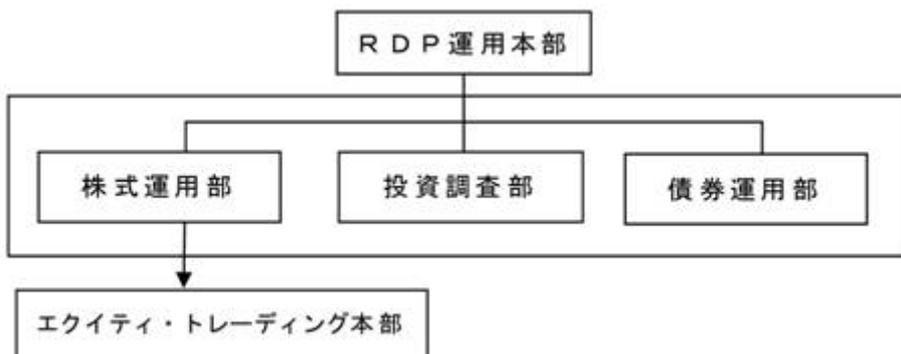
( b ) P R G 運用本部では、運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催します。各会議にて、P R G 株式運用戦略、行動ファイナンス株式運用戦略またはM D P コクサイ株式運用戦略に基づいた国内外の株式、その他資産の運用戦略の方向性を決定します。

( c ) パシフィック・リージョナル・グループは、「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループの海外拠点からの情報を参考に、P R G 株式運用戦略に基づき国内株式およびアジア株式の運用戦略の方向性を決定し、その内容を自らの投資判断に利用します。また、同グループが行う国内株式およびアジア株式の運用や海外関係会社に運用を委託しているP R G 株式運用戦略によ

る外国株式の運用等について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。

- (d) 行動ファイナンス・グループは、行動ファイナンス株式運用戦略に基づき主に国内外の株式の運用戦略の方向性を決定し、その内容を自らの投資判断に利用します。また、同グループが行う国内外の株式の運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。
- (e) グローバル・エクイティーズ・チームは、「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループの海外拠点からの情報を参考に、MD Pコクサイ株式運用戦略に基づき外国株式の投資判断を行います。また、同チームが行う外国株式の運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。
- (f) エクイティ・トレーディング本部は、前記(c)・(d)のグループによる投資判断を受け、主に国内株式の売買を執行します。
- (g) ポートフォリオ分析室は、運用実績の分析を行い、前記(c)・(d)のグループにその結果を提供します。

#### (ロ) R D P 運用本部



- (a) R D P 運用本部は、投資調査部、株式運用部および債券運用部で構成されます。投資調査部および株式運用部は、R D P 株式運用戦略<sup>\*</sup>に基づいた運用を行います。

<sup>\*</sup> 「R D P 株式運用戦略」は、個別企業の徹底した調査・分析に配当割引モデルによる客観的評価を加えることにより、超過収益の獲得を目指す運用を行います。

- (b) 投資調査部に所属するアナリストはR D P 株式運用戦略に基づき主に国内株式の分析を行い、その結果に基づき各銘柄に評価を付します。同部に所属するエコノミストは、マクロ経済の観点からアナリストの調査・分析の基となる情報の提供を行います。
- (c) 株式運用部に所属するポートフォリオ・マネジャーは、投資調査部のアナリストとの議論を通じて、前記(b)の評価を検証の上、投資判断を行い、主に国内株式のポートフォリオの構築を行います。また、同部が行う国内株式の運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。
- (d) 債券運用部では、国内外の債券の運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催し、運用戦略の方向性を決定します。その決定内容を自らの投資判断に利用し、国内外の債券のポートフォリオを決定します。また国内外の債券の売買を執行します。さらに、同部が行う国内外の債券の運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。
- (e) エクイティ・トレーディング本部は、株式運用部所属のポートフォリオ・マネジャーの投資判断を受け、主に国内株式の売買を執行します。

- (ハ) 前記(イ)および(ロ)以外に為替ヘッジを行う場合は、クライアント・ビジネス本部のグローバル運用商品部およびグローバル債券商品部が為替ヘッジのための投資判断を行い、債券運用部が取引を執行します。

（注）前記（イ）、（ロ）および（ハ）の意思決定機構、組織名称等は、平成25年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

（略）

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成24年8月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	69	531,078
公募単位型株式投資信託	4	89,341
公募追加型債券投資信託	1	334,351
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	60	299,410
総合計	134	1,254,180
親投資信託	61	-

（注）百万円未満は四捨五入

<訂正後>

（略）

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成25年2月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	69	550,589
公募単位型株式投資信託	4	57,147
公募追加型債券投資信託	2	419,503
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	56	420,300
総合計	131	1,447,539
親投資信託	60	-

（注）百万円未満は四捨五入

### 3【委託会社等の経理状況】

#### <訂正前>

1. 委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

#### <訂正後>

1. 委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。また、第23期中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人により中間監査を受けております。

原届出書の第三部委託会社等の情報 第1委託会社等の概況 3委託会社等の経理状況について、以下の中間財務諸表が追加されます。

#### <追加>

[次へ](#)

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

		第23期中間会計期間末 (平成24年9月30日)		
資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動資産				
現金及び預金			2,292,776	
有価証券			5,809,443	
前払費用			49,778	
未収入金			126,459	
未収委託者報酬			2,720,206	
未収収益			1,967,862	
関係会社短期貸付金			1,078,000	
繰延税金資産			584,274	
その他			4,263	
流動資産計			14,633,065	92.9
固定資産				
投資その他の資産			1,115,413	
関係会社株式		60,000		
投資有価証券		823,080		
長期預け金		155,255		
敷金保証金		44,158		
その他		32,919		
固定資産計			1,115,413	7.1
資産合計			15,748,479	100.0

		第23期中間会計期間末 (平成24年9月30日)		
負債の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動負債				
預り金			84,423	
未払金			2,120,585	
未払収益分配金		324		
未払償還金		565		
未払手数料		1,230,874		
その他未払金	1	888,820		
未払費用			853,363	
未払法人税等			73,876	
賞与引当金			648,280	
事務所賃貸借契約引当金			135,088	
流動負債計			3,915,618	24.9
固定負債				
長期末払金			147,862	
賞与引当金			431,802	
役員賞与引当金			92,774	
退職給付引当金			15,939	
事務所賃貸借契約引当金			186,173	
繰延税金負債			9,700	
固定負債計			884,251	5.6
負債合計			4,799,870	30.5

		第23期中間会計期間末 (平成24年9月30日)		
純資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
株主資本				
資本金			2,218,000	
資本剰余金			1,000,000	
資本準備金		1,000,000		
利益剰余金			7,714,789	
利益準備金		33,676		
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		7,681,112		
株主資本計			10,932,789	69.4
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			15,819	
評価・換算差額等計			15,819	0.1
純資産合計			10,948,608	69.5
負債・純資産合計			15,748,479	100.0

## (2) 中間損益計算書

		第23期中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)
営業収益				
委託者報酬			5,519,851	
運用受託報酬			2,517,722	
業務受託報酬			818,038	
その他			60,824	
営業収益計			8,916,436	100.0
営業費用・一般管理費				
営業費用			4,331,051	
支払手数料		2,404,356		
調査費		1,539,237		
その他営業費用		387,457		
一般管理費			4,446,619	
営業費用・一般管理費計			8,777,670	98.4
営業利益			138,766	1.6
営業外収益	1	48,724		
営業外収益計			48,724	0.5
営業外費用	2	13,431		
営業外費用計			13,431	0.1
経常利益			174,058	2.0
税引前中間純利益			174,058	2.0
法人税、住民税及び事業税			60,258	0.7
法人税等調整額			65,411	0.7
中間純利益			179,211	2.0

## 重要な会計方針

項目	第23期中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
<p>1．有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>2．引当金の計上基準</p>	<p>(1) 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対する親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。</p>

項目	第23期中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
3. その他中間財務諸表 作成のための基本と なる重要な事項	(4) 事務所賃貸借契約引当金 事業拡充の見込により結んでいた事務所面積拡張の賃貸借契約について第三者へ転貸する計画に変更したことにより、将来契約期間に亘る当該支払賃借料に基づき引当金を計上しております。 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 注記事項

(中間貸借対照表関係)

第23期中間会計期間末 (平成24年9月30日)
1 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示していません。

(中間損益計算書関係)

第23期中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	
1 営業外収益のうち主要なもの (千円)	
受取配当金	26,454
投資有価証券売却益	15,325
2 営業外費用のうち主要なもの (千円)	
投資有価証券売却損	11,735

## （リース取引関係）

第23期中間会計期間 （自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）		
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。		
1年以内	540,227	千円
1年超	1,325,880	千円
合計	1,866,107	千円

## （金融商品関係）

第23期中間会計期間末（平成24年9月30日）

## 金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注）2．参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,292,776	2,292,776	-
(2) 有価証券	5,809,443	5,809,443	-
(3) 未収委託者報酬	2,720,206	2,720,206	-
(4) 未収収益	1,967,862	1,967,862	-
(5) 関係会社短期貸付金	1,078,000	1,078,000	-
(6) 投資有価証券	823,080	823,080	-
(7) 長期預け金	155,255	154,603	652
資産計	14,846,622	14,845,970	652
(1) 未払手数料	1,230,874	1,230,874	-
(2) その他未払金	888,820	888,820	-
(3) 未払費用	853,363	853,363	-
(4) 長期未払金	147,862	147,241	621
負債計	3,120,919	3,120,298	621

（注）1．金融商品の時価算定方法

## 資産

(1) 現金及び預金、(2) 有価証券、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収収益、及び(5) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

(7) 長期預け金

長期預け金の時価については、当該預け金の受取までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

## 負債

### (1) 未払手数料、(2) その他未払金、及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (4) 長期未払金

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2 . 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

### 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

第23期中間会計期間末(平成24年9月30日)

#### 1. 関係会社株式

関係会社株式(貸借対照表計上額 60,000千円)については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、記載しておりません。

#### 2. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他投資信託	823,080	797,560	25,520

(注) 有価証券(中間貸借対照表計上額 5,809,443千円)については預金と同様に扱っており、時価評価をしていないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(セグメント情報等)

## セグメント情報

当社は、資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 関連情報

第23期中間会計期間（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日）

## 1．サービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託委託 業務	投資一任及び 投資助言業務	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	5,519,851	2,517,722	818,038	60,824	8,916,436

## 2．地域ごとの情報

営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
7,295,553	1,620,883	8,916,436

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## (1株当たり情報)

第23期中間会計期間 (自平成24年 4 月 1 日 至平成24年 9 月30日)	
1株当たり純資産額	194,590円04銭
1株当たり中間純利益金額	3,185円14銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。	
1株当たりの中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	179,211千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	179,211千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

原届出書の第三部委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正>

## (1) 受託会社

名 称 みずほ信託銀行株式会社

資本金の額 247,369百万円（平成24年9月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名 称：資産管理サービス信託銀行株式会社

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

## (2) 販売会社

	名 称	資本金の額 (平成24年9月末現在)	事業の内容
1	損保ジャパンDC証券株式会社	3,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成25年3月6日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJF日本中小型株ファンドの平成24年7月18日から平成25年1月17日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、JF日本中小型株ファンドの平成25年1月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成24年7月18日から平成25年1月17日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月13日

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。